平成２２年（フ）第１２２号
宮城県石巻市蛇田字新埣寺122番地６
債務者　遠藤　美香
１　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
宮城県石巻市貞山２丁目２番28号　コーポ山下３号館201号、前住所宮城県石巻市錦町２番16号
債務者　及川喜美子
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
宮城県石巻市流留字七勺９番地１　市営住宅１―11号、前住所宮城県石巻市流留字三番囲38番地３
債務者　遠藤　理恵
１　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
福島市大笹生字海道上18番地
債務者　後藤キャサリン
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２４５号
福島市南矢野目字才ノ前１番地の16
債務者　田巻　和成
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第４４５号
茨城県那珂郡東海村大字村松2330番地
債務者　藤田　直子
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４６６号
茨城県鉾田市鉾田605番地　サクラハイツＡ201
債務者　諸岡　　忍（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４７４号
茨城県桜川市岩瀬229番地４　ワタナベアパート東
債務者　渡邉ひろみ
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５０２号
茨城県笠間市美原１丁目７番27号　リユニオン203
債務者　澁谷　和彦
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５１２号
茨城県鉾田市汲上2646番地３
債務者　増山　行子
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５１８号
茨城県水戸市城東５丁目３番４号　サンハイツ城東103号、旧住所茨城県水戸市見和３丁目1426番地の10
債務者　荒川　芳光
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５２０号
茨城県水戸市千波町1853番地の１　園部マンションＣ棟202号
債務者　下重スミ子（旧姓酒井）
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５２２号
茨城県那珂郡東海村大字村松1284番地34、旧住所東京都中央区佃２丁目１番１―2608号
債務者　八木　望実（旧姓梁取）
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５２８号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町245番地
債務者　清水　岳志
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１０１号
群馬県桐生市三吉町１丁目１番16号
債務者　松沢美智子
１　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第３６８号
甲府市富士見２丁目８番15号コーポワイエム201号
債務者　加藤さつき
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
山梨県甲府市青沼２丁目13番６号
債務者　杉山　辰良
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係